

家族法研究会

第11回会議議事要旨

日時 令和2年12月15日（火）午後5時～午後8時

議事要旨

資料10（第10回会議の積み残し）について

（「第3.1 養育費の取決めの実効性を確保するための方策」関係）

- 民間 ADR の利用を促進する方策が検討されているが、専門性の観点から、全国各地にある弁護士会が運営する ADR の活用をまず進めることが現実的でないか。また、弁護士会の ADR での和解合意について、家庭裁判所で調停を行い、即日に債務名義化を図る取組も推進してほしい。

養育費の自動算定ツールの作成については、現在、養育費の算定基準に関する裁判所の司法研究が公表されているが、関係省庁や弁護士会と連携しながら内容を吟味していく必要があるのではないか。

債務者による養育費の自発的な支払を促すための方策として、養育費の支払額に応じた税制上のメリットを与えることで、支払意欲の促進に繋げる方向性が考えられる。

- 養育費の自動算定ツールについて、例えばフランスの司法局のホームページでは、①親の収入、②子の数、③面会交流の頻度を入力すると、自動的に養育費額が算定されるツールが公開されており、便利だと評価されている。入力項目や形式は検討が必要であるが、算定ツールを日本でも積極的に導入してはどうか。

フランスの場合、面会交流の頻度が①制限的な場合、②平均的な場合、③交代居所の場合があり、頻度が増えるほど、子の監護を分担しているとして、養育費の負担が減る。平均的な面会交流の頻度は、2週間に1回の週末と長期休暇の2分の1と言われている。

養育費については、裁判所の手続の利便性を向上させるための方策について、前向きに検討してはどうか。

- 養育費の算定について、子の意思を考慮するための規律があれば望ましいと思う反面、金額をめぐる紛争に子が巻き込まれることにもなるため、難しい面もある。子の意思を考慮すべき事項のほか、子の意思をいかに反映させるかについても特別の配慮が必要ではないか。対象となる子の年齢についても考慮が必要である。
- 子の意思を考慮するための規律について、親同士が、子の利益をあまり考慮せずに、養育費について取決めをしないケースや、低い金額で合意してしまうケースもあることから、子の意思を反映させる方向で、積極的に検討してはどうか。
- 養育費の算定基準や自動算定ツールを法定するのであれば、裁判所もこれに拘束される必要があると考えられる。その上で、算定基準等の作成主体や効力、例えば算定基準の適用除外の有無や算定結果の修正を要する事情等についても、検討が必要である。
- 養育費の自動算定ツールに法的拘束力を持たせるのではなく、算定の際の目安として捉えることはできないか。ヨーロッパでは、基本的に、公的な機関が目安としてツールを提供しており、個別事情があることを前提に、法的拘束力を持たないと整理しているように思う。

民間 ADR 手続のオンライン化については、DV 事例のように、当事者同士が会うことによる弊害もあることからすれば、利便性が高く、積極的に検討してはどうか。

養育費の不払いに対するペナルティについては、制裁を与えた場合、債務者の就労面での不利益が生じるおそれ等もあるため、慎重に検討すべきである。

- 養育費算定ツールについて、現状の裁判所が公表する養育費算定表よりも強い効力を認めるものとするならば、作成主体の問題も含め、慎重に検討すべきである。
- フランスのように、養育費の算定に面会交流の頻度を考慮するとした場合、養育費の負担を減らすために、面会交流を求めるようなケースも考えられ、子のための実質的な支出を考慮できるような算定方法にする必要があるのではないか。

養育費の自動算定ツールについては、その性質や効力について十分な検討を進める必要があり、民事法だけで解決できない問題も含まれているため、関係省庁と連携しながら実効的な制度の在り方を検討する必要があると思われる。
- 裁判所による住基ネットの利用については、中立的な裁判所が当事者の一方の利便性を図ることになるおそれはあるが、住所が分からないからといって公示送達になってしまうことと比べると、速やかに住所が分かることによるメリットはある。住基ネットを利用する場合には、利用可能な事件の範囲の問題があり、債権者の要保護性の高い類型に限るとしても、検討すべき課題がある。
- 住基ネットの利用について、裁判所は司法機関であって、具体的な法的紛争の存在を前提として、初めてその審理に必要な範囲で情報を把握することになる。そのため、裁判所が、直接住基ネットに接続して利用することには違和感がある。
- 公示送達の在り方の検討について、現行制度では現地調査の負担など利便性がよくないとの意見があり、改善の必要がある。もっとも、債務者の手続保障も重要であるから、そことのバランスをとりながら、検討すべきである。
- 公示送達の要件該当性の認定は、解釈上・運用上行われているため、一律に規定を設けることが適切か、検討を要する。公示送達の利用場面を広げることには手続保障の観点から十分な検討が必要だが、運用の実態からすると、当事者に必要とされる調査の程度について、場合によっては軽減することも考えられるのではないか。
- 裁判期日の出頭の負担を軽減するための方策について、家事事件手続のリモート化を検討するに当たって、現在進行中の民事訴訟の IT 化の議論の進ちよくとも合わせて考えていく必要がある。
- 子の意思を考慮するための規律について、家事事件手続法第 65 条で一般的には考慮すべきものとされており、必要的陳述聴取の規定が各論的に置かれているが、養育費に関する問題を切り取って、あらたに規律を設けるべきか、は検討を要する。
- 履行命令の活用について、過料の金額を引き上げといっても限度があると思われる。また、口頭での申立てについては、家事事件手続法を制定した際、定型的な書式を備え付けること等を前提に書面申立てに統一した経緯があることを踏まえる必要がある。
- 履行命令の申立てを書面ですることが難しいとの指摘がどれほどあるのかは不明であるが、いずれにしても、履行命令が十分に活用されていないとすれば、その理由の分析が必要である。また、履行命令の申立てを口頭で可能とすることについては、他の審判事件において、主文の範囲等を明確にするために書面申立てを必要としていることと

の均衡を考える必要があるのではないか。

〔第3.2 面会交流の取り決めの実効性を確保するための方策〕関係)

- 民間の面会交流支援機関を制度化する方策については、基本的には賛成である。その上で、認証の基準や認証主体については、今後の検討課題である。

試行的面会交流を民間の機関で実施することについて、当事者に挟まれ苦勞しながら支援を実施している民間の面会交流支援機関もあることに留意する必要がある、そのような機関が面会交流の状況等を評価するとなると、子のための支援が難しくなるおそれがある。試行的面会交流の状況进行评估する場合には、監護親に限らず、非監護親の子に対する対応も考慮されるべきである。
- 民間の面会交流支援機関の制度化を積極的に進めるべきである。海外と比較しても、日本の支援機関の数は足りていない。公的支援に期待される部分も大きい、民間の面会交流支援機関の数を増やしていく必要がある。

民法第766条第2項に、面会交流支援機関の援助を受けることを面会の条件として裁判所が定めることができる旨の規律を設けることには異論ない。ただ、現状の支援機関の実情や当事者の費用負担等に鑑みると、現在の環境のままでは、十分に機能しないおそれがある。

民法第766条第2項の規律を検討するに当たって、第三者が関与する面会交流の位置付けも問題となる。フランスでは、家庭内暴力がある場合など、子の利益のために特別な必要がある場合に限定して、第三者が面会交流に介入しており、第三者の関与は例外的である。また、特に面会交流支援センターが介在する面会交流については、フランスの民事訴訟法典上、第三者による介入措置期間を明示しなければならない。民法第766条第2項の規律を検討するに当たっては、これらの議論も参照すべきである。
- 民間の面会交流支援機関の認証制度化に賛成する。制度の導入に当たっては、現状、支援機関数が非常に少ないことに鑑み、認証や支援の対象となる数を絞ることにならないよう配慮すべきである。支援機関の質の確保は当然であるが、支援が広く展開されるよう、認証制度を制度設計すべきである。
- 任意の子の引渡しの場合でも、子にとっては住環境が変わるなど、負担が大きい。面会交流の直接強制については、住環境が変わるとまではいかないまでも、執行機関が介在して、非常に緊張した中で複数回実施されるとすると、子への負担は大きいのではないか。条件付きで直接執行を導入するとしても、執行の場面での紛争の蒸し返しも懸念されるため、間接強制手続を広く活用する方向で検討してはどうか。
- 面会交流の不履行の問題は、実務上も非常に悩ましい。調査官の助言も受け、間接交流から直接交流に移行させる旨の審判が裁判所から出ても、そのとおりに直接交流が実施されないケースもある。例えば、子の代理人が介在するような形で、面会交流の実効性を高める方法を更に検討すべきである。
- 試行的面会交流の制度化について、当事者間の合意が前提となる調停の枠組みでは、当事者の合意がある場合以外に、裁判所が試行的面会交流の実施を命ずることは難しいのではないか。また、調停での合意が難しい場合に審判に移行するため、審判の段階で、試行的面会交流の実施を命ずることは、現在の実務に即していないと思われる。

- 面会交流に関する強制執行の在り方について、直接強制や間接強制以外の方法は考えられないか。例えば、ハーグ条約実施法や民事執行法の改正の議論を参考に、間接強制よりも効力のあるような別の方策も視野に入れて、検討を進めてはどうか。
- 面会交流の強制執行について、面会交流の法的性質にも関わってくる問題であるが、監護親を債務者として考えるのであれば、一定の年齢になった子が面会交流することを監護親が妨げないよう、妨害排除の枠組みで考えればよい。他方、一定の年齢になった子に対し、親との面会交流を強制する枠組みは、子のストレスが非常に大きいのではないか。

民間の面会交流支援機関の認証基準については、認証機関に何を求めるかによって異なるのではないかと考えられる。認証機関に、面会交流を円滑に進める機能を求めるのであれば、ある程度緩やかな基準になると思われるが、認証機関を介在させて直接強制や試行的面会交流を実施するのであれば、ある程度厳しい認証基準にならざるを得ないと思う。

- 面会交流の強制執行について、安心できる第三者に子を渡すことを前提に、面会に赴く場面と返す場面で、子の引渡しの強制執行と同じような方法で行うことが選択肢としてあり得ると思うが、面会交流の特質を踏まえ、検討する必要がある。また、民事執行法改正において、子の引渡しの強制執行の際に、債権者の立ち会いを重視した考え方が前提になったことは留意されるべきである。

DV 加害者向けの更生プログラムについては、その実施による成果等に関する知見も出てきているようなので、加害者更生プログラムの活用について前向きに検討してはどうか。

- 面会交流の強制執行について、もう少し直接的なやり方を考えることはあり得ると思う。その一方で、面会交流は継続的なものであるため、直接強制を繰り返し行うことによる弊害を避けるような手立ては考えられないか。
- 面会交流の強制執行について、人身保護請求手続の枠組みを参考にすることができないか。例えば裁判所に子を連れてくるような形にして、裁判所の施設内で面会交流を実施することが考えられるのではないか。

（「第4.1 未成熟子に対する扶養及び養育費について」関係）

- 「未成熟」概念の明確化については、未成熟という形で私的扶養義務を課すことによる公的扶助への影響を考える必要がある。また、成年年齢以外で線引きするとしても、大学院まで通う人も増えており、基準の設定が難しい。

養親と実親の扶養義務の関係については、一般的には養親が実親に優先すると理解されているものの、第三者の監護者指定ができずに養子縁組待ちのようなケースもある。この場合に、虐待をした親が扶養義務を免れて、面倒を見る祖父母や養子縁組をした養親が扶養義務を負うと整理するのは適当なのか、検討が必要である。

- 未成熟の概念を、社会的・経済的に独立していないものとして導入した場合、「親なき後問題」とも言われるように、障害児や障害者に対する親の義務を重くする、あるいは重い状態を維持する方向に働くことが懸念される。他方で、子が大学に通うようなケースも実務的に扶養と整理していることも考慮すると、成年年齢以降も未成熟であるという状態を概念化することはできるかもしれない。児童福祉の社会的養護の議論などを参

考に、一定程度の若年の成人といった工夫をする余地はないか。

- 離婚後、同居親が、障害のある子を世話しており、経済力に問題があるような場合に、別居親に対して、養育費として、子が成人した後も、ある程度の年齢までは継続して支払ってほしいという声がある。未成熟概念を導入すると、教育や療育が必要な場合に、成人後も継続的な経済的負担を負わせることが可能になるかもしれない。
- 障害のある人をめぐる問題を、未成熟・成熟の概念で捉えることは適切ではないように思われる。また、実務で、未成熟概念が用いられているとしても、「自立していない」という概念と同義なのか。成人して大学院に行く人まで未成熟という概念で捉える必要はないように思われる。未成年子の扶養の問題にどこまで包摂できるかということを考える必要があるが、未成熟概念の拡張は、必要な人を扶養するという非常に広い話に帰着してしまい、結局は機能しなくなるおそれがある。

扶養料請求権と養育費支払請求権との関係について、明示的な規律を設ける方向で前向きに検討すべきである。

- 親にとって同居している子と同居していない子がいるときに、事実上、同居している子の方が、同居していない子よりも面倒を見ることがより容易だとしても、同居している子に対し強い扶養義務を負うとするような法律上の根拠が認められるかについては、慎重な検討が必要である。
- 再婚配偶者及び養子について、合意によって婚姻関係や親子関係を形成したことを理由に扶養義務と従前の養育費支払義務との関係を検討することについては、例えば婚姻の場合、婚姻費用分担についての事前合意や夫婦財産契約をどのように考えるかといった問題とも関わってくるため、丁寧に検討すべきではないか。
- 連れ子養子や新たに子を設けた場合の扶養義務と従前の養育費支払義務の取扱いに優劣を設けることは、子の立場からみた場合には、養親や実親といった自らに関わらない事情により区別されることになり、望ましくないのではないか。

（「第4.2 面会交流について」関係）

- 親以外の親族の面会交流について、諸外国の制度も参考にしながら、対象を広げる方向で検討してはどうか。離婚の場面とは別に、独立した手続を設けることも考えられる。
- 親以外の親族の面会交流を検討する場合、離婚の審判や訴訟における附帯処分では、基本的に親以外を対象とすることは念頭に置かれずに現行の手続法上の規定が設けられていることから、手続面からの検討も必要である。
- 親以外の親族の面会交流について、婚姻中の夫婦の間の子に祖父母が面会したいというようなケースも想定されることから、離婚手続とは独立に考えざるを得ないのではないか。もっとも、ニーズがあるとしても、制度としてどこまで認めることが適切かについては、慎重に議論しなければならない。
- 面会交流の性質論の議論が、親以外の親族の面会交流の位置付けにも影響するであろうと思われる。
- 親以外の面会交流を広げることについて、どの範囲まで面会交流を認めるのか、検討する必要がある。
- 面会交流の性質論の議論とも関わってくるが、子との関係で、養子縁組後の実親が面

会することが認められる理由と、親以外の親族やその他の人が面会することが認められる理由は同じなのか違うのか、改めて整理・検討を進めるべきである。また、里親委託されている場合や社会的養護下にある子について、実親がどれだけ面会交流できるのかは、諸外国でも国によっては詳細な規定が設けられており、面会交流のあるべき姿の議論と関連するであろう。

（「第5 未成年の子を有する父母が別居する場合の規律」関係）

- 現在の実務では、別居時について民法第766条が類推適用されているが、別居後の問題に焦点を当て、民法で明文の規律を設けるべきである。もっとも、別居の概念について、離婚を前提とした別居と単なる一時的な別居とを分けるため、何らかの限定を加える必要があるのではないか。
- 別居時に子の養育に関する父母間の合意を確保することについて、積極的に検討すべきである。別居の定義について、家庭内別居が含まれるのか、単身赴任の場合はどうなのかといった限界事例はあるが、多くの場合、財産分与の基準時としても実務上、別居が使われており、制度として規定可能ではないか。特に、他方の親の同意ないままに一方の親が子を連れて別居した場合でも、可及的速やかに別居後の取決めが促されていくべきであって、何らかの形で動機付けを設けて、別居時の監護に関する合意又は決定が確保されることが望ましい。
- 別居概念について、離婚時から時間を遡って回顧的に見れば、離婚に至る別居であると判断できるが、別居時点で別居そのものに一定の法的効果を与える場合には、別居の定義付けをどのようにするかは慎重に考える必要がある。
- 父母の別居の時点で子の監護に関する問題が決まっている方がいいという考え方がある一方で、法定別居のようなものを考える場合には、家族法の中で別居概念と法的効果が結びつくものは他にも考えられることから、別居の規律としてどこまで制度上の議論をするのかも含め、検討していく必要がある。
- 別居の概念付けは難しいが、他方の親の同意なく親権行使に影響を与えるような転居をした場面に限定して、子の養育計画の作成を促進・確保させる方向で整理してはどうか。このような整理をすると、夫婦が離婚を前提に円満に別居を開始したようなケースが除外される可能性がある。離婚を前提に別居して、結果的に離婚に至らないケースも考えられるが、両親が適切な関係を維持することができずに別居を開始している段階で、子の養育計画を作成すべきではないか。
- 別居時の規律について、「他方の配偶者の同意を得ない別居」などと限定をつけると方向性を示せるかもしれない。もっとも、父母が同意を得ない別居を開始しているような場合に、それにもかかわらず、離婚時ですら難しい子の監護についての取決めを確保することができるのか、という問題はあり得る。
- 子の養育をめぐる親権の行使や子の養育費用の負担を共同して行うことが、婚姻中の場合の基本的枠組みとして捉えられるところ、その枠組みとしての本旨に反する状態が生じたときという趣旨で、別居を捉えることはできないか。また、離婚のときにおける夫婦の関係の問題と、子の監護に関する問題を区別することによって、子に影響が及ぶことが明らかな段階で、子に関する問題についてはまず先に決着をつける場面・機

会を設定することには意味があると思う。

- 別居を観念した上での別居に基づく法的効果を論じるというアプローチではなく、婚姻中は共同で親権を行使することが原則の状態であるにもかかわらず、それがうまくいかなくなったときにどう対応するのかという枠組みで検討することとしてはどうか。
- 婚姻中の親権の共同行使がうまくいかないときという条件は、別居のような客観的な状態ではなく、主観的なものであるので、要件として明確にすることが難しいのではないか。
- 別居時の養育計画を定める手続的規律について、家裁調査官による観察の結果を考慮することができる旨を明示するとしても、それにより家庭裁判所の判断が直ちに適切・迅速になるという関係にあるとはいえないのではないか。

以 上